

## 令和4年(第45回)隅田川花火大会は開催中止します

令和4年の開催に向けて関係機関と協議を重ねてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和4年隅田川花火大会は中止となりました。開催を楽しみにされていた皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほど、よろしくお祈りいたします。

▶問合せ 隅田川花火大会実行委員会事務局 TEL (5608) 1111

## お知らせ

### 姉妹・友好・連携都市の文化・観光施設を、割引料金で利用できます

今年度からは新規都市(連携都市)も対象になります。

▶期間 5年3月31日(金)まで

▶対象 区内在住の方

▶対象都市 宮城県大崎市、長野県諏訪市、栃木県日光市、福島県南会津町、福島県会津美里町、大分県豊後大野市、山形県村山市

▶新規対象都市(連携都市) 北海道鹿追町、茨城県筑西市、滋賀県長浜市(5月1日(日)から開始)

※ご利用の際は、各施設に住所が確認できる物(運転免許証等)を持参してください。

※割引対象施設や観覧料等詳しくは、区HPをご覧ください。

▶問合せ 都市交流課 TEL (5246) 1016

### 住民税・国民健康保険料などは、期限内にご納付ください

#### ▶納付場所

- ・区役所および区民事務所・同分室の収納窓口
- ・銀行や郵便局などの金融機関
- ・納付書にバーコードが印刷されている物

は、裏面に記載のあるコンビニエンスストアか、スマートフォンアプリ(モバイルレジ・LINE Pay・Pay Pay)による納付

※スマートフォンによる納付について、詳しくは区HPをご覧ください。

#### ●休日窓口

納付や納付相談ができます。

▶日時 毎月第2日曜日午前9時～午後5時

▶場所 区役所1階⑤番戸籍住民サービス課

※納期限までに納付がない場合は、督促状、催告書や電話などで納付のお願いをしています。それでも納付がない場合は、納めている方との公平性を保つため、延滞金の加算や法律に従い差押処分を行う場合があります。

※新型コロナウイルスによる経済的な影響を含め、病気や災害、退職や事業廃止など、さまざまな理由により納付期限内に納付が難しくなった場合は、お早めにご相談ください。

▶問合せ 収納課 TEL (5246) 1107

### 特別区民税・都民税(普通徴収分)の納税は、便利な口座振替をご利用ください

手続きは、口座のある金融機関、郵便局、または区民事務所・同分室、区役所3階⑩番事務課へ通帳と届出印鑑を持参し、「預金口座振替(自動払込)依頼書」でお申込みください。

納期の最終日に指定した口座から自動的に振り替えて納付することができます。※スマートフォン決済アプリ(クレジッ

## 台東区文化・スポーツ特別賞を贈りました

この賞は、文化・スポーツ活動等において顕著な業績を有し、今後、区の文化およびスポーツの向上および発展に寄与する活動が期待できる方に対して贈るものです。

●受賞者 橘真人さん  
[D. LEAGUE 20-21] 優勝  
(日本のダンスプロリーグ)

▶問合せ 総務課 TEL (5246) 1052



トカード払い等)をご利用の場合は、口座振替の取り消しが必要となりますのでご注意ください。

※4年度第1期分からの振り替えを希望される方は、5月10日(火)までにお申込みください。

#### ▶納期(口座振替日)

・期別納付の場合 第1期6月30日(木)、第2期8月31日(火)、第3期10月31日(月)、第4期5年1月31日(火)

・一括納付の場合 6月30日(木)

※第1期～4期までの全額が引き落としとなります。

▶問合せ 税務課 TEL (5246) 1114

### 厚生労働省主催の4年度慰霊巡拝が実施されます

巡拝を希望する区内在住の遺族の方は、下記へお問合せください。

▶巡拝地域 カザフスタン共和国、イルクーツク州・ブリヤート共和国、ハバロフスク地方・ユダヤ自治州、中国東北地方(旧満州地域全域)、インドネシア(ニューギニア島西部を含む)、東部ニューギニア(ニューギニア島東部)、ビスマーク諸島、インド、トラック諸島、ミャンマー、フィリピン、硫黄島

※中止・変更の場合あり

▶問合せ 福祉課 TEL (5246) 1172  
東京都福祉保健局計画課援護恩給担当 TEL (5320) 4078

### 区では斎場を借上げています

区民斎場は葬儀(通夜・告別式)専用の施設です。

#### ▶施設名(所在地)

- ①徳雲会館(東上野4-1-4徳雲院内)
- ②千松閣(清川1-1-2本性寺内)

#### ▶利用料金(本人負担額)

①20万円 ②8万円

▶利用できる方 死亡日に区内に住所を有していた方の葬儀を行う方か、区内に住所を有する喪主の方

※詳しくは、下記へお問合せください。

▶問合せ 区民課 TEL (5246) 1123

### 勤労者サービスセンター 会員募集

中小企業で働く方の福利厚生として、レジャー・観劇・グルメ・健康づくりなど、充実したサービスを会員価格で提供しています。

#### ▶入会キャンペーン期間

5月1日(日)～9月30日(金)

※上記期間中に新規入会した事業所の方には、特典があります。

#### ▶問合せ 産業振興事業団

TEL (5829) 4123



## 4年度の保険料率等が決定しました(国民健康保険、後期高齢者医療制度)

●国民健康保険料 4年度の所得割料率・均等割額が下表のように決定しました。義務教育就学前の被保険者は4年度分の均等割額が5割減額されます。

	所得割料率			均等割額 ※2			最高限度額		
	4年度	3年度	前年度比較(ポイント)	4年度	3年度	前年度比較	4年度	3年度	前年度比較
医療分	7.16%	7.13%	+0.03	42,100円	38,800円	+3,300円	65万円	63万円	+2万円
後期高齢者支援金分	2.28%	2.41%	-0.13	13,200円	13,200円	—	20万円	19万円	+1万円
小計	9.44%	9.54%	-0.1	55,300円	52,000円	+3,300円	85万円	82万円	+3万円
介護納付金分 ※	2.18%	2.18%	—	16,600円	17,000円	-400円	17万円	17万円	—
合計	11.62%	11.72%	-0.1	71,900円	69,000円	+2,900円	102万円	99万円	+3万円

※国民健康保険料に含まれる介護納付金分は、40～64歳の方が対象となります。65歳以上の方の介護保険料は、介護保険課より別途通知されます。

※2 義務教育就学前の被保険者は4年度分の均等割額が5割減額されません。3年度以前は減額されません。

#### ●後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および65歳以上で一定の障害があり認定を受けた方を対象とした医療制度です。後期高齢者医療保険料は東京都後期高齢者医療広域連合で決められ、被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料率は、2年ごとに見直しが行われ、都内で均一です。

4年度は、保険料率の見直しの年にあたり、下記のように変わります。新しい保険料の決定通知書は7月にお送りします。

#### 4・5年度 保険料額(年額)

保険料額  
(限度額66万円)

=

均等割額  
被保険者一人あたり  
46,400円

+

所得割額  
賦課のもととなる所得金額  
× 9.49%

保険料率等について、詳しくは区HPでご確認ください。

▶問合せ 国民健康保険については国民健康保険課資格係 TEL (5246) 1252

後期高齢者医療制度については国民健康保険課後期高齢者係 TEL (5246) 1491



◀国民健康保険



◀後期高齢者医療制度